

# 福祉医療制度のご案内



医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。申請手続きをされていない人で、該当すると思われる人は、役場住民課までお問合せください。

▶ 問合せ 役場住民課

## 子ども医療

### 対象者

- 通院・入院…中学校卒業まで  
「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。

所得制限 なし

## 母子家庭等医療

### 対象者

- 18歳の年度末までの子を扶養している母(父)とその子
- 父母のいない18歳の年度末までの子  
「母子家庭等医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。

所得制限 児童扶養手当一部支給制限額(父・母)

## 障害者医療

### 対象者

- 身体障害者手帳(1～3級)所持者
- 4級のうち腎臓機能障害
- 4～6級のうち進行性筋萎縮症
- 療育手帳所持者(A、B判定)
- 自閉症と診断された人  
「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。

所得制限 なし

## 精神障害者医療

### 対象者

- ①自立支援医療受給者証(精神通院)所持者  
「精神障害者医療費受給者証(精神通院医療のみ使用可)」が発行され、精神疾患通院分のみ医療機関での自己負担はありません。
- ②精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者  
「精神障害者医療費受給者証(全疾患の入院医療・通院医療可)」が発行され、医療機関での自己負担はありません。

所得制限 なし

## こんな時には届け出を

- 氏名、住所が変わったとき
- 加入している医療保険が変わったとき
- 交通事故など第三者から被害を受けた場合のケガで福祉医療を使うとき
- 転出するとき
- 転入したとき
- 受給資格要件に該当しなくなったとき
- 死亡したとき

## 後期高齢者福祉医療

### 対象者

後期高齢者医療の対象者のうち

- ①母子家庭等医療該当者
- ②戦傷病者手帳所持者
- ③ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者
- ④障害者医療該当者
- ⑤感染症予防法、精神保健法による命令入所該当者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者
- ⑦自立支援医療受給者証(精神通院)所持者  
「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行されます。

- ①～⑥は医療機関での自己負担はありません。
- ⑦は精神疾患通院分のみ医療機関での自己負担はありません。

### 所得制限

- ①母子家庭等医療に準ずる
- ②障害児福祉手当に準ずる
- ③町民税非課税世帯のみ対象  
(世帯分離を要件とせず、生計を同一にしている場合は、同じ世帯とみなします)
- ④⑤⑥⑦なし

## 戦傷病者医療

### 対象者

- 戦傷病者手帳所持者  
受給者証はありません。医療機関で一旦お支払い後、申請により返還します。

所得制限 障害児福祉手当に準ずる

## 特定疾患医療

### 対象者

- 橋本病、下垂体機能障害、ネフローゼ症候群、突発性難聴の人(ほかの福祉医療等を受給している場合は除く)  
受給者証はありません。医療機関で一旦お支払い後、申請により返還します。

所得制限 なし